

建設業変更届出書関係記載例

(中国地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

令和8年4月版

国土交通省 中国地方整備局
建政部 建設産業課

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号
 について変更があつたので届出をします。

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載する。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
 ・「主たる営業所」が本社と異なる場合は登記上・事実上住所を並記する。
 ・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。

令和 〇 年 4 月 1 日

中国地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

届出者 広島県広島市中区八丁堀2-15
 株式会社 中国建設
 代表取締役 中国 太郎

大臣許可は 0 許可取得年度 05

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般-05) 第 012345 号

許可年月日 令和 05 年 04 月 01 日

項番 3 5 0 0

許可番号

法人番号 3 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	株式会社 中国組	株式会社 中国建設	令和〇年4月1日	
資本金額	20,000千円	40,000千円	令和〇年4月1日	
役員等	中国 一二三	-	令和〇年4月1日	退任
株主等		中国 次郎	令和〇年4月1日	
代表者(申請人)	中国 一二三	中国 太郎	令和〇年4月1日	
営業所の所在地	広島県広島市中区上八丁堀6-30	広島県広島市中区八丁堀2-15	令和〇年4月1日	本店

届出事項の書き方は別添「主な記載例」を参照して記載すること。

変更年月日は事実日を記載する。役員の就退任の場合は、登記事項証明書に記載されている日付(就任日、退任日)を記載する。

営業所技術者等や業種の変更が生じた営業所名を記載

営業所の情報に変更があった場合は、別途第二面の提出が必要。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする事業の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入する。

法人の種類フリガナは記入しない。

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入する。

法人の種類は略字で記入。(株)、(有)、(資)、(名)

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

項番37~44は、変更があった部分のみ記入。変更がない場合は記載不要。

項番41に続く住所を記入。「丁目」「番」及び「号」についてはハイフンを用いて記入する。二桁以上の数字については一桁ずつ記入する。

局番との間はハイフンで継ぎ左詰めで記入する。

総務省編「全国地方公共団体コード」より、該当コードの5桁を記入する。

届出時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

郵便番号 43730-0013 電話番号 082-221-9231

資本金額又は出資総額 4460000 (千円)

商号又は名称のフリガナ 37 チュウゴクケンセツ

商号又は名称 38 (株)中国建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 チュウゴク タロウ

代表者又は個人の氏名 40 中国 太郎

主たる営業所の所在地 42 八丁堀2-15

連絡先 所属等 建設産業課 氏名 中国 一郎 電話番号 082-221-9231
 ファックス番号 082-511-6189

00006

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があつたので届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 広島県広島市中区上八丁堀6-30
(事実上) 広島県広島市中区八丁堀2番15号
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

届出者

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 3500

国土交通大臣 許可 (一般-05) 第012345号

令和 05年 04月 01日

法人番号 361234567890123

常勤役員等を直接に補佐する者を変更
する場合には、備考欄にどの業務を担当
するかを明記する。

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 常勤役員等の変更, 常勤役員等を直接に補佐する者の追加, and several empty rows.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37

商号又は名称 38

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村 41 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地 42

郵便番号 43 電話番号 10 15 20

資本金額又は出資総額 44 (千円)

連絡先

所属等 建設産業第一課

氏名 中国 一郎

電話番号 048-601-3151

ファックス番号 048-600-xxxx

その他の主な記載例

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
常勤役員等 (経営業務の管理責任者等)	中国 一二三	中国 太郎	令和3年2月25日	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	中国 秋子	中国 六郎	令和3年2月25日	東京営業所
専任技術者	中国 秋子	中国 六郎	令和3年2月25日	東京営業所
専任技術者 (担当業種の変更)	中国 朝子(土)	中国 朝子(土、と)	令和3年2月25日	名古屋営業所
専任技術者 (営業所の変更)	中国 七郎	中国 昼子	令和3年2月25日	大阪営業所
専任技術者 (営業所の変更)	中国 昼子	中国 七郎	令和3年2月25日	本店
営業所の新設	—	広島営業所	令和3年2月25日	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	—	中国 八郎	令和3年2月25日	広島営業所
専任技術者	—	中国 八郎	令和3年2月25日	広島営業所
営業所の廃止	八丁堀営業所	—	令和3年2月25日	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	中国 夜子	—	令和3年2月25日	八丁堀営業所
専任技術者	中国 夜子	—	令和3年2月25日	八丁堀営業所
営業所の業種の追加	土、鋼	土、鋼、解	令和3年2月25日	高松営業所
営業所の業種の廃止	土、鋼、解	土、鋼	令和3年2月25日	福岡営業所

営業所技術者等の追加

00003

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

中国 地方整備局長
北海道開発局長

申請者
届出者

(登記上) 広島県広島市中区上八丁堀6-30
(事実上) 広島県広島市中区八丁堀2番15号
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

知事 殿
区 分

項番
6 1 3
大臣
知事
コード

- 1. 新規許可等
- 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更
- 3. 営業所技術者等の追加
- 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除
- 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

許可番号

6 2 0 0

国土交通大臣 許可 (一般 - 05) 第 012345 号

許可年月日
令和 〇 5 年 〇 4 月 〇 1 日

記

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) チュウゴク シロウ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

6 3 チュウ 中国 四 郎 生年月日 S 6 0 年 0 1 月 0 1 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 6 4 9

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 〇 年 4 月 1 日

営業所技術者等の住所 住民票上の住所 (居所の住所)

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属) 本店

営業所の名称は下段にのみ記載する

営業所の名称は下段にのみ記載する

項番 6 4、6 5 に記載する番号 (コード) は手引き「別紙②有資格コード一覧」参照

営業所技術者等を追加する場合は、項番 6 4 の上段にのみ記載する

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

6 3 生年月日 年 月 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

6 3 生年月日 年 月 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

営業所技術者等の交替に伴う削除

00003

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

中国 地方整備局長
北海道開発局長

知事 殿

申請者
届出者

(登記上) 広島県広島市中区上八丁堀6-30
(事実上) 広島県広島市中区八丁堀2番15号
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

区 分 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 国土交通大臣許可 (一般 -) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

氏名 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 年 月 日
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類

現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 〇 年 4 月 1 日 営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所技術者等の住所 住民票上の住所 (居所の住所) 営業所の名称 (新所属) 営業所の名称は上段にのみ記載する

氏名 生年月日 年 月 日
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類

現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

氏名 生年月日 年 月 日
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類

現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

0 0 0 0 3

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

中国 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

(登記上) 広島県広島市中区上八丁堀6-30
(事実上) 広島県広島市中区八丁堀2番15号
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

区 分

項番
6 1 5

- 1. 新規許可等
- 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更
- 3. 営業所技術者等の追加
- 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除
- 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号

6 2 0 0

国土交通大臣 許可 (特-05) 第 0 1 2 3 4 5 号

令和 〇 5 年 〇 4 月 〇 1 日

記

氏名 (フリガナ) チュウゴク ゴロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 チ ユ 中 国 五 郎 生年月日 S 6 0 年 〇 1 月 〇 1 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 7 7

現在担当している建設工事の種類 9 7 7

有資格区分 6 5 2 0

変更、追加又は削除の年月日 令和 〇 年 4 月 1 日

営業所技術者等の住所 住民票上の住所(居所)

項番64、65に記載する番号(コード)は手引き「別紙②有資格コード一覧」参照

所の名称(旧所属) 神戸営業所

所の名称(新所属) 京都営業所

項番64は上下段ともに同じ業種コードを記載する

上段(旧所属)に異動前の営業所の名称を、下段(新所属)に異動後の営業所の名称を、それぞれ記載する

氏名 (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称(旧所属)

営業所の名称(新所属)

氏名 (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称(旧所属)

営業所の名称(新所属)

経営業務の管理責任者、営業所技術者等（担当する全ての業種において後任者がいない場合）の削除

(用紙A4) 00008

届 出 書

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (3) 営業所技術者等を削除した
 - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

(1)～(4)に届出事項に該当するものがある場合は〇をつけ

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

届 出 者

項番 大臣コード 3
許可番号 5 1 0 0 国土交通大臣 許可 (一般-05) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 5 年 0 4 月 0 1 日

補佐人を削除する場合は項番52へ記入する。
その場合(1)の〇は不要。

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

届出事項に該当するものがある場合は〇をつける。

名 5 2 3 5 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (4) 営業所技術者等を削除した場合

氏 名 5 3 3 5 10 生年月日 S 6 0 年 0 1 月 0 1 日
営業所の名称 八丁堀営業所 建設工事の種類 土、と、鋼

氏 名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 日
営業所の名称 建設工事の種類

氏 名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 日
営業所の名称 建設工事の種類

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

